

規制改革ホットライン処理方針
(令和7年1月21日から令和8年4月22日までの回答)

GX・サステナビリティサブ WG関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
No.53 家電製品への再生材利用における食品衛生法の規制緩和	検討を予定	◎	1
No.54 営利目的ではない試験研究用途の場合における廃棄物処理対応の明確化	対応不可	△	2
No.57 風力発電に係る再エネ特措法上の事業認定失効期限の延長要件緩和	対応不可	○	3
No.58 非化石証書に関する制度の改善	その他	△	4
小規模高圧需要設備の範囲緩和	検討を予定	△	5
ごみ処理券等の手数料収納実績報告の簡略化	【総務省】 現行制度下 で対応可能 【環境省】 対応不可	△	6
圧力計・温度計における許可及び届出の不要な工事の適用範囲明確化	その他	△	7
高圧ガス保安法 軽微な変更の工事 特定設備の部品の取替えに係る対象範囲の拡大	その他	△	8

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.53 家電製品への再生材利用における食品衛生法の規制緩和
具体的内容	冷蔵庫等の食品用器具において、製品側で食品が直接材料に接触しない箇所および接触しない工夫を施した箇所については、ポジティブリストの対象外であることを明確にし、プラスチック再生材の利用が拡大しやすいよう措置を講じるべきである。
提案理由	国内でプラスチック資源の循環を促進すべく、2023年に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2030年までにプラスチックの再生利用(再生素材の利用)の倍増が目標とされた。また、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正案(以下、改正資源法)が成立し、経済産業省が事務局を務める「資源循環経済小委員会」では、今後政令で定める脱炭素化再生資源としてプラスチックを選定し、容器包装、家電4品目、自動車等へ原材料として利用促進することが検討されている。 そのうち、家電4品目については、家電リサイクル法に基づく回収ルートが確立しており、再生プラスチックとして再利用することが技術上は可能である。しかしながら、冷蔵庫や冷凍庫への再生材利用においては、食品衛生法に基づく食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に基づき、再生材を部品として利用する範囲を限定している状況にある。 要望の実現により、一製品における再生材利用量(率)が拡大し、製造・管理コストも低下することで、購買に繋がる価格での市場供給が促進される。結果、再生プラスチックの利用量及び利用率の向上、脱炭素化、および資源の国内循環の推進につながる。
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	消費者庁厚生労働省
制度の現状	<p>食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)における器具は、第18条第1項に基づいて定められた食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。)を遵守する必要があります。また、同条第3項に基づく制度として、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度(以下「ポジティブリスト制度」という。)が令和2年6月1日に施行されました。</p> <p>これにより、政令で定める材質(合成樹脂)を用いて器具・容器包装を製造する場合、規格基準が定められていない物質を原材料として使用することはできません。</p> <p>この点、法における器具とは、第4条第4項において、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいうとされています(ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。)。したがって、食品に直接接触しない器具や機械等は法における器具に当たりません。大型の機械等の場合においては、食品に直接接触する部品は法の対象、食品に直接接触しない部品は法の対象外であると考えます。</p> <p>ポジティブリスト制度の対象外となるものに関して、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(令和5年11月30日付け厚生食基発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)及び「器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A」(令和7年10月29日付け消費者庁食品衛生基準審査課事務連絡 別添2)で示しています。さらに同Q&A問12において、通常の使用の範囲において食品が接触しない器具や容器包装に合成樹脂が使用されている場合の考え方を具体例とともに示しています。</p> <p>なお、このポジティブリスト制度では、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」(令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知)において「物理的再生処理」が規定されている基材は、「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」(令和6年3月28日付け厚生食基発0328第7号・厚生食監発0328第7号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知 別紙)に従って物理的再生処理から得られた「リサイクル材料」を使用することが可能です。新たな基材への拡大については、今後、要請に基づき検討していく予定です。</p>	
該当法令等	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第4項、第18条第1項及び第3項 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第3 器具及び容器包装	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	器具・容器包装において、食品が直接接触しないものについては、以前からポジティブリストの対象外であることをQ&Aにて明示していますが、冷蔵庫、冷凍庫の取扱いを含め、今後とも、対象範囲の明確化に係るQ&Aの必要な見直しについて検討します。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.54 営利目的ではない試験研究用途の場合における廃棄物処理対応の明確化
具体的内容	営利目的ではない試験研究用途の場合における廃棄物処理対応について、各自治体での判断や申請書類等の基準を定めたガイドライン等を国において新たに策定し、都道府県等及び市町村に対して周知徹底させるべきである。
提案理由	<p>営利目的ではなく、処理施設の整備もしくは処理技術の改良・考案もしくは発明に係る試験研究を行う場合は、環境省の通知により、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を要しないとされている。また、一般廃棄物の処理において準用することを妨げるものではない旨も、事務連絡等を通じて周知されている。</p> <p>しかしながら、廃棄物処理法上の許可を不要とする判断を受けるにあたり、自治体ごとにその手続に係る対応が異なり、また都道府県や市町村をまたがる試験研究の場合は自治体間の調整も行う必要があることから、多くの時間と労力を要している。また、環境省通知で示された「試験研究に係る合理的な期間」「試験研究に必要な最小限の量」「試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量」に関して具体的な基準がないことから、本来必要な期間・廃棄物の量が認められず、廃棄物処理法に基づき通常通り業の許可が必要な状況に至っている。そのため、試験研究に多大なコスト・労力が生じたり、試験研究そのものを断念せざるを得ず、新技術の開発に積極的に取り組もうとする事業者にとって、迅速な事業展開やアップサイクル事業への参入の障壁となっている。</p> <p>要望の実現により、資源循環等を推進する試験研究や事業者主体のイノベーションが国全体で促進され、廃棄物処理コストの削減、資源循環の高度化、再生資源の利用促進等に繋がるだけでなく、地域の再生可能資源の徹底活用や循環経済型ビジネスの拡大にも寄与する。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>廃掃法上、廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する自治体の許可を受けなければならないとしています。</p> <p>そして、産業廃棄物の処理においては、平成18年3月31日付け環廃産発060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)についてにより、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は、廃棄物の処理を業として行うものではないため、当該許可を要しないことを明確化しています。</p> <p>また、同通知の趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨を、令和4年12月22日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について」において周知しているところです。</p>	
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項並びに第14条第1項及び第6項	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>試験研究については、試験研究に用いる廃棄物の種類や処理技術等が様々であり、その内容も多岐にわたります。そのため、試験研究に係る計画の内容については各都道府県又は市町村において、必要事項等を総合的に判断し精査することとしています。</p> <p>試験研究に係る判断基準や申請書類等を一律に定めることは、現実的とはいえず、むしろ柔軟な計画の申請及び審査の妨げとなり、規制改革の趣旨に反することになると考えられます。したがって、試験研究の申請書類等や判断基準を定めたガイドライン等の策定は困難です。</p> <p>なお、平成18年3月31日付け環廃産発060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について、試験研究の具体的な事例を掲載しているため、御参照ください。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.57 風力発電に係る再エネ特措法上の事業認定失効期限の延長要件緩和
具体的内容	環境アセスメントが必要な風力発電案件のうち、失効期限までに「系統連系着工申込書」を提出できないものについて、系統連系着工に必要な許認可手続が合理的に進行中であることを客観的に示す書面を提出すること等により、事業認定の失効を延期する措置を設けるべきである。 なお、稼働の意思がない案件の延命を排除する観点からは、遅延の具体的な要因や、運転開始に向けたスケジュール、可能な範囲で見積もった系統連系着工申込書の提出予定時期を明示した書類の提出を求めるとともに、進捗状況の定期的な報告を義務付けるといった対策を併せて講じることで、新たな措置の濫用を防ぐことが可能と考えられる。
提案理由	再エネ特措法の下で認定されたFIT・FIP事業には、電源種別等に応じて一定の運転開始期限が設定される。同期限を超過した場合、超過した期間に応じてFIT調達期間・FIP交付期間が短縮される。加えて、運転開始期限を原則として1年間超過すると、事業認定が失効する。ただし、失効の1か月前までに「系統連系着工申込書」を提出することで、失効期限の延長が可能となる。 再エネ特措法施行規則の定めにより、2018年以来、環境アセスメントが必要な風力発電の運転開始期限は、事業認定の取得から8年後とされている。しかしながら、同施行規則の制定後、当時は想定できなかった要因によって既認定案件の稼働に向けた準備に追加の時間を要するケースが多発している。具体的には、盛土規制法の施行を踏まえた追加検査や、林野庁が定める「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編)」の改訂を受けた同庁および地方公共団体との協議の長期化などが生じている。こうしたなかで、失効期限となる9年後までの運転開始が困難な案件が増加している。 失効を回避するには系統連系着工申込書の提出が必要であるが、運転開始までのプロセスが7～8割方進まなければ、必要となる情報を揃えることができない。上述のような要因による遅延の影響の結果、系統連系着工申込書の提出までに、認定取得から9年を超える長期間を要するケースが今後とも発生すると見込まれる。 2026年頃から運転開始期限を迎える案件が増加するとみられる中、制度を現状のまま据え置けば、事業者が自身の責によらない事由による支障にも適切に対応しながら有望案件の開発を継続するインセンティブが消失し、撤退を招くことにもなりかねない。その場合、有望な再エネポテンシャルの開発が滞り、2030年度に向けた再エネ導入目標の実現も遠のくことになる。 要望の実現により、運転開始に向けて着実に取り組んでいる風力発電事業者による有望案件の実現、ひいては再生可能エネルギーの導入拡大に資する。加えて、わが国のエネルギー安全保障の強化、地域経済の活性化、GX実現に向けた民間投資の促進といった多面的なメリットが期待される。
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく認定失効制度は、再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度の趣旨に鑑み、①価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みとするため、国会で審議され成立した法律に基づく措置です。 具体的には、再エネ特措法第14条第2号の規定に基づき、第9条第4項の認定を受けた日から起算して再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに経済産業省令で定める期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったときは、認定は失効することとされています。 失効までの期間は、関係審議会で議論の上で再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「再エネ特措法施行規則」という。)第13条の2に規定しており、系統連系工事着工申込書の受領条件は、再エネ特措法施行規則第13条の3に規定するとおりです。 なお、再エネ特措法施行規則第13条の2第3項に基づき、系統連系工事着工申込書の受領後、一般送配電事業者等による電気的な接続の予定日が、系統連系工事の事情により遅延した場合には、当該遅延した期間を失効までの期間に加えることとされています。	
該当法令等	再エネ特措法第14条第2項並びに再エネ特措法施行規則第13条の2及び第13条の3	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	失効制度については、FIT/FIP制度の趣旨に鑑み、①価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込書の受領等により進捗を確認する措置としております。 系統連系工事着工申込みの提出にあたっては、 ・設備を設置する場所についての所有権その他使用の権原を有していること。 ・設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、若しくは同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出が行われていること。 ・当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。 を要件としています。これらの要件は、事業実施に向けた一定の進捗を確認するために必要な要件と考えます。 また、一般送配電事業者等による電気的な接続の予定日が系統連系工事の事情により遅延した場合には、当該遅延した期間を失効までの期間に加え、延長することを認めております。 以上を踏まえ、現行の規定どおりに対応することが適切であると考えます。	

区分(案)	○
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.58 非化石証書に関する制度の改善
具体的内容	<p>非化石証書の制度設計に係る以下の事項について、制度の改正を視野に、今後の方向性に関して検討を行い、結論を得るべきである。</p> <p>①トラッキング制度の拡充:需要家ニーズを踏まえた、非FIT非化石証書を含む属性情報の充実。具体的には、発電日時(例えば1時間刻み)、発電設備の名称・立地・運転開始年月日、より詳細な発電方式等。</p> <p>②取引制度の見直し:市場の厚みと取引の流動性・安定性のバランスを踏まえた、オークション開催回数の増加および証書の転売制限緩和の可能性。併せて、希望する電源種別の割当に係る確度を向上させる仕組みの整備。</p> <p>③有効期限の見直し:期末の保有量超過・不足リスクが証書活用を制約していることを踏まえた有効期限延長の可能性(例えば1年程度の延長。高度化法上の義務達成および温対法上の排出削減効果に係る整理を含む)。</p>
提案理由	<p>非化石証書は、当初、エネルギー供給構造高度化法に基づく小売電気事業者の非化石電源比率目標の達成手段として措置されたが、変化するニーズに応じ、累次の制度改正を経ながら、多様な小売メニューの提供やバーチャルPPAの組成、需要家の再エネ価値訴求などに活用用途を拡大してきた。</p> <p>電気事業や非化石価値を取り巻く状況は急速な変化を続ける中、証書利用者のニーズへの対応や使い勝手の向上が求められており、非化石証書のあり方についてのさらなる検討と改善が必要である。検討の軸として、3Eのバランスのもとでの脱炭素電源の導入拡大に資すること、国内外からの多様な要請や企業のニーズに応えられること、および電源の脱炭素化以外の手段によるものを含むわが国の中長期的な脱炭素化を阻害しないことを念頭に置くことが肝要である。</p> <p>要望の実現により、非化石証書がより広く活用されることで、非化石電源の拡大、ひいてはわが国のGXの加速に資する。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>提案事項に関する非化石証書(FITおよび非FIT)の現状は以下のとおりです。</p> <p>①トラッキング制度 発電設備の名称・立地・運転開始年月日、発電方式はトラッキング可能です。非化石証書の時間の粒度は1年間となっております。</p> <p>②取引制度の見直し オークション開催回数:FIT、非FIT(再エネ指定あり・再エネ指定なし)の3つの非化石証書で、年4回のオークションを実施しております。 証書の転売制限:FIT証書は取得した証書を他社に再販(仲介事業)が可能です。非FIT証書は小売電気事業者間での転売を禁止しております。 希望する電源種別の割当:入札時に第2希望まで電源種別を指定することが可能です。</p> <p>③有効期限の見直し 証書の取得方法(市場もしくは相対)や取得時期(オークションであれば開催回、相対取引であれば発電月)、事業者の種別(需要家もしくは小売電気事業者)、証書の活用先(温対法、高度化法、国際イニシアティブなど)に応じて有効期限が異なります。</p>	
該当法令等	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則 第四条第1項第二号および第四条第3項	
対応の分類	その他	
対応の概要	第108回制度検討作業部会でお示した通り、非化石証書の利便性向上に向けて、トラッキング情報の拡充、証書の有効期限、非FIT証書の転売の可否などについて、海外における議論も踏まえつつ、必要に応じて検討を行うこととしております。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:5

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	小規模高圧需要設備の範囲緩和
具体的内容	現在、小規模高圧需要設備は設備容量64kVA未満が対象となっているが、監視システムの導入により、100kVA未満の需要設備まで範囲を拡大していただきたい。
提案理由	現在、小規模高圧需要設備として定義されている設備容量64kVA未満の需要設備については、換算係数が0.2かつ10か所以内であれば換算値を控除されている状況である。店舗に60kVA若しくは80kVAの需要設備が設置されているが、設備容量と店舗什器の設置台数以外に大きな違いがなく、点検範囲も類似している。昨今、自家用電気工作物については電力需要の増加に加え太陽光パネルを始めとした再生可能エネルギー発電所の増加により設備数は増加傾向にあるが、電気主任技術者は高齢化や新規就業者の減少により年々減少しており、既に一部エリアでは保安管理業務の外部委託先を見つけることが困難な状況である。展開戦略の変化に伴い既存店舗の電力需要が増える見込みであり、60kVAから80kVA以上100kVA未満に増設する必要があるが、その場合、換算値が控除されないため電気主任技術者の不足により、保安管理を維持できなくなる恐れがある。そこで、小規模高圧需要設備の範囲を64kVA未満から拡大し、監視システムの導入（経産省告示第249号第4条8豪ハ）による保安向上によって100kVA未満の需要設備まで適用することは可能と考える。令和7年3月31日に改正された電気事業法施行規則第52条第2項第1号口の要件等に関する告示（経済産業省告示第249号）において、第4条第8項ハの要件を満たす場合、点検頻度は契約電力50kW未満の需要設備と同様に「3か月に1回」とすることが可能である。そのため、電気主任技術者に求められる労務負担は、50kW未満の需要設備と同等となるため、範囲拡大が可能と考える。
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	外部委託が可能な事業場数については電気事業法施行規則第52条第2項第1号口の要件等に関する告示（経産省告示第249号）第3条に自家用電気工作物を管理する事業場に応じた換算係数の合計の上限を33点とすることが定められており、小規模高圧需要設備（64kVA未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く））については、その換算係数を0.2としています。	
該当法令等	電気事業法施行規則第53条第2項第五号 電気事業法施行規則第52条第2項第1号口の要件等に関する告示（経産省告示第249号）第3条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	外部委託制度の見直しについては、審議会において審議しながら、令和7年度より、低圧電路の絶縁状態及び負荷の的確な監視が可能な装置を有する需要設備であって、主遮断装置並びに保安上の責任分界点から主遮断装置までの間に施設される開閉器、遮断器及び配線が適切に更新されている需要設備について、通常、外部委託制度においては1月に1回以上とされている月次点検の頻度を、3月に1回以上とすることができるようになりました。頂いた提案につきましても、今後も、スマート保安技術の活用促進も視野に、今後検討を進めてまいります。（令和6年3月19日 第15回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ 資料3参照） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_03_00.pdf （令和7年3月31日 「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」等の一部改正について） https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/04/20250401-1.html	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:6

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	ごみ処理券等の手数料収納実績報告の簡略化
具体的内容	<p>コンビニエンスストア等ではごみ処理券及びごみ袋に関して、自治体より徴収事務委託を受けて販売を行っているが、自治体毎に必要な事務手続きに差異があり、個々に異なる対応を取らざるを得ず、大幅な事務コストが発生している。特に、以下2点の事務手続きに関して簡略化していただきたい。</p> <p>①報告書の押印省略 ②添付書類の廃止(日毎の納品データや販売日報等)</p>
提案理由	<p>ごみ処理券等、一般廃棄物の処理に関する手数料の徴収は、環境省にて所管する廃棄物の処理及び清掃に関する法律等において規定されたものではなく、地方自治法に基づき制定される条例により徴収される公金であることを理解の上、自治体より徴収事務委託を受けコンビニエンスストア等にて販売を行っている。ごみ処理券の会計処理を毎月行っているが、自治体毎に申請書類が異なり、事務処理に多大な時間を要しているため、以下2点の事務手続きに関して簡略化していただきたい。</p> <p>①政府において、行政手続における書面規制・押印規制等の抜本的な見直しが進められているため、それに伴い、押印の廃止を行っていただきたい。 ②報告書記載事項に月末在庫の記載が求められているため、日毎の販売データの添付等は不要としていただきたい。</p> <p>これらにより、確認作業やデータ入力スピードが向上し、処理時間が短縮され、自治体や事業者の業務効率が向上し、双方にとっての負担が軽減されることが見込まれる。これは地方自治法第243条の2において公金事務に求められる「適切且つ確実に遂行すること」並びに会計管理者による検査への適切な対応にも資するものであり、地方行財政改革における効率化の理念にも一致するものと考えます。</p>
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	総務省環境省
制度の現状	<p>【総務省】 地方自治法第243条の2第1項に基づき、地方公共団体は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を指定公金事務取扱者に委託することができることとされています。 御提案にある「ごみ処理券の会計処理を毎月行っているが、自治体毎に申請書類が異なり」について、指定公金事務取扱者から地方公共団体へ提出する書類の様式は、地方自治法で定められているものではなく、当該地方公共団体と指定公金事務取扱者との契約等において定められているものです。</p> <p>【環境省】 ごみ処理券等の一般廃棄物の処理に関する手数料は、地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める手数料として徴収されるものであり、その徴収事務の委託については地方自治法第243条の2第1項及び同法施行令第173条の2で定められています。実際の徴収事務については、地域の実情や地方公共団体の事務処理の実情を踏まえて行われており、報告書の様式や押印の有無についても、地方公共団体の実情に応じて行われています。</p>	
該当法令等	<p>【総務省】 なし</p> <p>【環境省】 ・地方自治法第228条第1項 ・地方自治法第243条の2第1項 ・地方自治法施行令第173条の2</p>	
対応の分類	【総務省】現行制度下で対応可能【環境省】対応不可	
対応の概要	<p>【総務省】 官民を問わず我が国全体で人材の不足・偏在が生じている現状において、デジタル技術の活用等により業務そのものの見直しを行い、地方公共団体及び事業者双方の事務負担の軽減を図ることが重要であり、各地方公共団体において、取組を進めていただく必要があると考えています。 各種書類への押印の見直しについては、総務省から地方公共団体に対し、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知)等を出し、押印の見直しに積極的に取り組むよう依頼しているところであり、今後も引き続き、各地方公共団体において取り組んでいただきたいと考えています。</p> <p>【環境省】 一般廃棄物の処理は市町村の自治事務として行われており、その処理に関する公金徴収事務も含め、地域の実情に応じて行われるべきものであることから、環境省において統一して御指摘の簡略化を行うことは考えておりません。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:7

受付日	所管省庁への検討要請日	令和8年2月24日	回答取りまとめ日	令和8年3月19日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	圧力計・温度計における許可及び届出の不要な工事の適用範囲明確化
具体的内容	<p>通達20231212保局第1号における、許可及び届出の不要な工事としての「圧力計・温度計の取替え(同一方式の取替えに限る。)」部分に関して</p> <p>(1) 通達中の「同一方式」の意味するところを「測定方式」とすることを要望する。</p> <p>(2) 液面計及び流量計にも適用拡大することを要望する。</p> <p>現在、空気式圧力伝送器から電気式圧力伝送器への変更において、交換機器の「測定方式」が同一方式であるにも関わらず、情報の「伝送方式」が異なる理由で軽微変更申請が必要と判断されるケースがあり、事業者の負担となっている。</p> <p>また、この解釈運用は都道府県ごとに判断が分かれており、事業者の混乱原因となっている。</p>
提案理由	<p>圧力計等は、メーカーによる機能確認等の試験を実施済みの、高圧ガス認定品又は準拠書類のあるものを使用している(強度計算書、材料証明書、肉厚検査記録、耐圧証明書)。</p> <p>その伝送方式の違いがあっても測定方式が同一であれば、保安は担保されと考えられる。</p> <p>また、液面計や流量計においても、高圧ガス認定品やJIS規格品(準拠品含む)等、機能確認試験がなされた機器を採用している。</p> <p>技術上の基準を満足することを確認可能である。</p> <p>計装機器はプロセスを監視および制御するための重要機器であり、不具合発生時に迅速に取替ええることには保安上の利点がある。</p> <p>本件により通達範囲が明示され、かつ、適用範囲が液面計及び流量計にも拡大されることは、自主保安の推進につながり、行政及び事業者双方にメリットがある。</p>
提案主体	石油化学工業協会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状		<p>高圧ガス保安法第14条第1項の規定により、第一種製造事業者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けることとされています。同条ただし書きの規定により、省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、同法第2項の規定により完成後遅滞なく、都道府県知事に届け出ることとされています。</p> <p>許可及び届出の不要な工事については、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて(20180323保局第13号)」の「13. 許可及び届出の不要な工事について」において、同一方式の圧力計・温度計の取替えについて示しており、液面計及び流速計は適用されていません。</p>
該当法令等		高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて
対応の分類		その他
対応の概要		<p>ご要望いただいた「圧力計・温度計」及び「液面計・流速計」については、設備全体の安全性を確保する上でも重要な計器の1つと理解しています。</p> <p>「圧力計」の伝送方式が安全性に与える影響や「液面計・流速計」がどのように設置され、それが耐圧性能や気密性能に直接影響しないかなどについて、ご提案いただいた業界団体等からも意見を直接聴取した上で、そうしたご意見を参考にしながら取り組んでまいります。</p>

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

GX・サステナビリティサブ WG関連

番号:8

受付日	所管省庁への検討要請日	令和8年2月24日	回答取りまとめ日	令和8年3月19日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	高圧ガス保安法 軽微な変更の工事 特定設備の部品の取替えに係る対象範囲の拡大
具体的内容	<p>コンビ則第14条第1項第1号の2は、旧軽微変更通達の内容を基にしており、特定設備の部品の取替えは「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」として、「多管円筒式熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管を含むものとする」となっている。対象を伝熱管のみに限定せず、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」も軽微な変更の工事に含めることを要望する。</p> <p>伝熱管以外の特定設備の部品(特定設備の一部であるマンホールの蓋等)を取替える際、通常、高圧ガス保安協会の委託検査受検を基本としているにも関わらず、変更許可申請や認定完成検査等に係る書類や検査記録等を作成し、都道府県へ提出することは事業者の負担となっている。</p>
提案理由	<p>通達では「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、認定試験者等成績書が添付されたものやKHKが検査を行ったものであることが明示されており、「保安上特段の支障がないもの」と同等以上に扱うことは差し支えないと判断できる。</p> <p>(コンビ則第14条第1項第1号では、「経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。」とあり、それぞれを同等に扱っている。)</p> <p>「経済産業大臣が認める者が製造したもの」を「保安上特段の支障がないもの」に含め、特定設備の部品の取替えを軽微な変更工事の適用範囲とすることは、規制の合理化となり、行政及び事業者双方にメリットがある。</p>
提案主体	石油化学工業協会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状		<p>高圧ガス保安法第14条第1項の規定により、第一種製造事業者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けることとされています。同条ただし書きの規定により、省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、同法第2項の規定により完成後遅滞なく、都道府県知事に届け出ることとされています。</p> <p>コンビナート等保安規則第14条第1項第1号の2等の規定により、軽微な変更の工事に該当する特定設備の部品取替えについては、保安上特段の支障がないものとして認められたものに限るとされており、具体的には、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて(20180323保局第13号)」の「10.」において、多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替えについて示しています。そのため、同規定により、その他の設備については軽微変更工事の対象としていません。</p>
該当法令等		高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて
対応の分類		その他
対応の概要		<p>ご要望いただいた「経済産業大臣が認める者が製造したもの」は、使用される設備やプロセス、使用条件が多様多様であり、また特定設備は設計から構造まで工程毎に検査が必要な設備であるため、現状規定されている伝熱管のように、一様に保安上特段の支障が無いと判断することが困難です。</p> <p>ご提案いただいた業界団体等からも意見を直接聴取した上で、そうしたご意見を参考にしながら取り組んでまいります。</p>

区分(案)	△
-------	---